



第四回 フルハーネス特別講習

株式会社アイムホーム災害防止協議会の活動レター



フルハーネス型安全帯の義務化

労働安全衛生法の改正に伴い、これまで使用してきた「胴ベルト型安全帯」から「フルハーネス型安全帯」へ移行されました。

建設業では5m以上の高さで作業する場合、フルハーネス型安全帯を着用する事が義務付けられた事から、(株)アイムホーム災害防止協議会では講師を招き講習会を行っております。

前回に続き第四回目の開催となりました。今回も数多くの申込者の方が知識を吸収し、実演・実践を通してより理解を深め、多くの方々が終了証を手にしております。

これからも安全推進活動を通し、より良い安全な現場作りを目指します。今後とも皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

2022年6月25日（土）

(株)アイムホーム本社にて



取扱いについての知識と着用の仕方を学ぶ





足場をイメージした実践で体感

